

公 告

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので公告する。

令和 元年 6 月 28 日

株式会社 須崎屋

代表取締役 伊藤 剛



1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 —
- (2) 工事名 令和 元年度
食料産業・6次産業化交付金事業 カステラ加工用施設整備工事
- (3) 工事場所 南島原市有家町山川 1200番地23
- (4) 工期 120日間
- (5) 工事概要 カステラ加工用施設 鉄骨造平屋建（改築）床面積 749.65 m²
附帯設備一式
- (6) 入札回数 2回まで
- (7) 入札保証金 免除
- (8) 最低制限価格 有り
- (9) 支払条件 補助金入金後一括支払い。
- (10) その他 本工事は、南島原市建設工事一般競争入札実施要綱（平成25年南島原市告示第101号。以下「実施要綱」という。）第2条第6号に規定する事後審査型入札に準じ行うものとし、関連する事項等については、南島原市の規則、要綱等の規定を準用するものとする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）

2の（1）に定める要件を満たす者で、公告の日から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、配置技術者に関する条件中に技術者の専任について記載している場合は、落札決定の日からとする。

建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
営業所等の所在地、格付等級、年間平均完成工事高等に関する条件	島原半島3市の建築一式工事登録業者で次の条件を満たすこと。 1 島原半島3市の格付等級が建築一式工事A 2 島原半島3市内に主たる営業所（本社）を有する者 建築一式工事の年間平均完成工事高 5,000万円以上

同種工事の施工実績に関する条件	平成25年度以降に完成した公共工事（建築一式工事）の元請け（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上のものに限る。）としての施工実績があること。（随意契約は除く。）	
その他の条件	本工事に係る設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある者でないこと。	
配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす技術者を配置できること。 （建設業法第26条第3項に該当する場合は専任で配置）	
	国家資格等	法等による建築一式工事の主任技術者（法第26条第2項に該当する場合は監理技術者）となるための要件を満たす者
	工事経験	以下のいずれかに該当する者であること。 1 建築一式工事に係る主任技術者となれる国家資格者証を有する。 2 公共工事（建築一式工事）の元請工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上のものに限る。）の主任技術者（法第26条第2項に該当する場合は監理技術者）としての施工経験がある。
	その他	当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書等の提出期限日を含め連続して3カ月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3カ月以内に退職した者）を退職日から3カ月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3カ月以上の恒常的な雇用関係は免除する。
経営事項審査の審査基準日	経営事項審査の審査基準日は、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの間の基準日とする。 ただし、平成30年7月1日以降に南島原市建設工事入札制度合理化対策要綱（以下「合理化対策要綱」という。）第10条に基づく再度の資格審査を受けた者については、その審査基準日を対象とする。	

（注1）「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、合理化対策要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿（以下「名簿」という。）に登載された営業所（以下「受任営業所」という。）とする。

なお、「営業所等の所在地、年間平均完成工事高、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札、契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

（注2）「格付等級」とは、名簿記載の「格付等級」をいう。A等級については、合理化対策要綱第6条の表の技術者の欄の要件を満たさなくなった場合、B等級に降格する。また、B等級（降格した者を含む）については、年度途中の昇格はない。

（注3）「年間平均完成工事高」とは、経営事項審査の「年間平均完成工事高」をいう。

（注4）「工事成績評定」とは、南島原市工事成績評定要領（平成25年南島原市告示第102号）による「工事成績評定」をいう。

（注5）「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び契約の相手方が公団、公社である建設工事をいう。

（注6）「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

ただし、建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（平成26年3月14日付け25南管財第1071号）の規定に基づき兼務を認める場合を除く。

3 提出書類

(1) 入札に参加しようとする者は、次の書類を提出すること。提出部数は2部（原本1部、写し1部）とし、うち1部（写し）は受付後返却する。

- ①競争参加資格確認届出書
- ②建設業許可証明書（写）又は、許可通知書（写）
- ③経営規模等評価結果通知書（経審）（最新のものの写）
- ④契約に係る指名停止等に関する申立書
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に係る誓約書

(2) 落札候補者は、次の書類を提出すること。提出部数は1部とする。

- ①競争参加資格審査申請書
- ②同種工事の施工実績表及びその添付書類
- ③配置予定技術者等の資格及び工事経験表及びその添付書類

4 入札日程

【交付について】 入札説明書交付期間 及び方法	【交付期間】 令和元年6月28日（金曜日）から 令和元年7月12日（金曜日）まで	書類様式及び入札説明書はCD-R（CD-RW） 持参の上、橋本設計事務所にて取得 郵送も可とする
【提出について】 届出書等の提出期間、 場所及び方法	【提出期間】 令和元年6月28日（金曜日）から 令和元年7月12日（金曜日）まで	株式会社 須崎屋事務所へ持参
【質問について】 入札説明書に関する 質問期間及び場所	【質問期間】 令和元年6月28日（金曜日）から 令和元年7月13日（土曜日）まで	橋本設計事務所へファクシミリ又は持参 ファクシミリの場合は質問文書を入札時に 持参すること
上記回答期限及び 回答方法	令和元年7月16日（火曜日）まで	橋本設計事務所から全参加者にファクシミリにて 回答
入札 及び 開札 （日時・場所）	令和元年7月18日（木曜日） 10時00分から	有家コレジヨホール小会議室 南島原市有家町 山川131番1
配置予定技術者に係 る通知書の提出期間、 場所及び方法	落札候補者決定通知の翌日から 起算して3日以内	株式会社 須崎屋事務所へ持参

(注1) 上記の期間は、8時00分から17時00分まで（来所する場合は正午から13時までを除く。）とする。

(注2) 質問者はファクシミリの場合、必ず提出先に着信を確認すること。

(注3) 入札参加希望者は、入札説明書の解釈又は質問回答書に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

5 入札説明書に関すること

(1) 入札説明書の取得については、本公告2の資格保有者のみとする。

(2) 入札説明書は、橋本設計事務所において取得することとし、入札説明書を取得していない者は、入札に参加できない。又、取得した入札説明書を他人に譲渡、販売、貸与した者も入札に参加できない。

6 落札者の決定方法

落札者は実施要綱第14条から第16条の規定に基づき決定し、入札結果については、株式会社須崎屋事務所にて公表とする。

7 入札の中止

入札参加者が1者のときは、入札の執行を取りやめる。

8 入札の無効

南島原市契約規則（平成18年3月31日規則第44号）第9条に定める場合のほか、次に掲げる場合は無効とする。

- (1) 共通事項書14に定める基準及び工事費内訳書取扱要領（平成25年10月7日付25南管財第645号）に定める基準に該当していると認められる場合
- (2) 南島原市発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加規制について（平成25年8月1日付け25南管財第473号）に定める基準に該当していると認められる場合

9 契約保証金

南島原市契約規則第25条による。

10 その他

- (1) その他入札参加資格、入札・契約に関する事項は、共通事項書のとおり。
- (2) 入札結果については、株式会社 須崎屋事務所にて公表とする。
- (3) 不明な点に関する問い合わせ先

ア 提出書類、入札及び契約に関すること

住 所：南島原市有家町大苑 84 番地

氏 名：株式会社 須崎屋 代表取締役 伊藤 剛

連絡先：(TEL 0957-82-2855、FAX 0957-82-5544)

イ 設計図書の内容等技術的要素に関すること

住 所：南島原市深江町丙 246 - 1

氏 名：橋本設計事務所 代表 橋本 末敏

連絡先：(TEL 0957-72-5608、FAX 0957-72-6085)